

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目 次

◆ 告 示

保険医の登録(保険課)
国民健康保険法により療養取扱機関として申出の受理があったものとみなされるもの(〃)

土地改良区の定款の変更の認可(農村整備課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(〃)

保安林の指定の解除予定(造林課)

開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

◆ 教 委 告 示

平成四年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園児募集要項(教職員課)

平成四年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚部幼児募集要項(〃)

平成四年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項(〃)

◆ 公 告

毒物劇物取扱者試験の実施(衛生課)

職業能力開発促進法による技能検定の合格者(労政・能力開発課)

◆ 雑 報

鳥取県交通安全計画の公表(交通・土地対策課)

告 示

鳥取県告示第七百二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

平成三年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | |
|------|-----------|----------|
| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
| 林 佳子 | 鳥医第四、四一四号 | 平成三年九月十日 |

鳥取県告示第七百三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政

令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | |
|---------|-----------------|-----------|
| 療養取扱機関名 | 所 在 地 | 申出の受理の年月日 |
| 石田クリニック | 倉吉市鍛冶町一丁目二九一一二四 | 平成三年九月二日 |

鳥取県告示第七百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大栄町土地改良区の定款の変更を平成三年九月二十七日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百五号

智頭町が行う土地改良事業に係る奥富沢地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第

四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成三年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成三年十月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

智頭町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町前字倉井五六一の一〇、五六一の一四、五六一の二六、五六一の二七、五六一の二九から五六一の三一まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町前字倉井五六一の一、五六一の二六、五六一の二八、五六一の三二から五六一の四二まで

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七七七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年四月二日 鳥取県指令受米土維第千二百二十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字御建通大境

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市東福原八三九一一

協同組合丸合

理事長 梅林教英

鳥取県告示第七七八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成三年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年一月二十五日 鳥取県指令受都計三一三第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡船岡町大字坂田字薬師前及び字上向田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡船岡町大字船岡五三九

船岡町長 谷尾文造

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十九号

平成四年年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園児募集を次の要項により実施する。

平成三年十月四日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

平成4年度鳥取県立鳥取西高等学校附属久松幼稚園児募集要項

- 1 募集園児数 60人
- 2 出願資格を有する者

昭和62年4月2日から昭和63年4月1日までに出生した幼児

- 3 入園志願書の交付

(1) 交付期間

ア 平成3年11月1日(金)から同月9日(土)まで(日曜日を除く。)とする。

イ 交付時間は、8時30分から16時まで(土曜日は8時30分から12時まで)とする。

(2) 交付場所

鳥取西高等学校附属久松幼稚園(以下「久松幼稚園」という。)

- 4 出願方法

(1) 出願手続

ア 入園志願者は、入園志願書を久松幼稚園に提出しなければならない。

イ 久松幼稚園長は、入園志願書を受理したときは、入園志願者に受付番号票を交付するものとする。

(2) 出願期間及び受付場所

ア 出願期間

イ 平成3年11月14日(木)及び同月15日(金)とする。

ロ 受付時間は、14時から16時30分までとする。

イ 受付場所

久松幼稚園

5 入園者の決定方法

入園志願者数が募集園児数を超えたときは、抽選により入園者を決定する。

6 抽選の期日及び場所

(1) 期日 平成3年11月20日(水) 9時

(2) 場所 久松幼稚園

7 入園者の発表

平成3年11月20日(水) 10時に久松幼稚園に掲示する。

8 その他

(1) この要項に定めるもののほか、園児の募集に関し必要な事項は、久松幼稚園長が定める。

(2) 園児の募集に関し不明なことは、久松幼稚園(鳥取市東町一丁目208 電話0857-22-3252)に問い合わせること。

鳥取県教育委員会 令和二年第二十号

平成四年年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚園幼児募集を次の要項により実施す
る。

平成三十一年四月

鳥取県教育委員会 課長 田 中 圭 介

平成4年度鳥取県立鳥取聾学校幼稚園幼児募集要項

1 募集幼児数

- (1) 昭和62年4月2日から平成元年4月1日までに出生した幼児（3歳児・4歳児） 6人

- (2) 昭和61年4月2日から昭和62年4月1日までに出生した幼児（5歳児） 3人

2 出願資格を有する者

- 3歳児、4歳児又は5歳児で、聴覚随害の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の2の表に規定する程度のもの

3 出願方法

- (1) 出願手続

入学志願者は、入学志願書に健康診断票の写し及びオーディオグラム（測定したものがない場合は、鳥取聾学校で測定する。）を添えて鳥取聾学校長に提出しなければならない（郵送による場合は、返信用封筒（あて名を記載の上、62円切手貼付）を同封すること。）。

- (2) 出願期間及び受付場所

ア 出願期間

- (ア) 平成4年2月8日（土）から同年3月7日（土）まで（日曜日及び祝日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同年3月4日（水）までの消印のあるものに限る。

- (イ) 受付時間は、9時から17時まで（土曜日は9時から12時まで）とする。

- イ 受付場所

鳥取聾学校

- (3) その他

鳥取聾学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

4 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

5 面接の日程等

- (1) 日時 平成4年3月11日（水） 10時から12時まで

- (2) 場所 鳥取聾学校

- (3) 内容

ア 幼児との面接

- イ 保護者との面接

6 合格者の発表

平成4年3月14日（土）10時に鳥取聾学校において発表するとともに、志願者に通知する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、鳥

取巻学校長が定める。

- (2) 入学志願書等の用紙は、鳥取巻学校で交付する。
- (3) 幼児の募集に關し不明なことは、鳥取巻学校（岩美郡国府町宮下12-61 電話0857-23-2031）に問い合わせること。

鳥取県教育委員会第二十一号

平成四年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集を次の要項により実施する。

平成三年十月四日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

平成4年度鳥取県立皆生養護学校幼稚部幼児募集要項

1 募集幼児数

- (1) 昭和62年4月2日から昭和63年4月1日までに出生した幼児（4歳児） 3名

2 出願資格を有する者

鳥取県内に住所を有する4歳児で、肢体不自由（重複障害を含む。）の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の2の表に規定する程度のもの

3. 出願方法

- (1) 出願手続

入学志願者は、入学志願書に幼児調査表及び生育調査表を添えて皆

生養護学校長に提出しなければならない（郵送による場合は、返信用封筒（あて名を記載の上、62円切手貼付）を同封すること。）。

(2) 出願期間及び受付場所

ア 出願期間

イ 平成4年2月1日（土）から同月8日（土）まで（日曜日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同月6日（木）までの消印のあるものに限る。

ウ 受付時間は、9時から17時まで（土曜日は9時から12時まで）とする。

エ 受付場所

皆生養護学校

(3) その他

皆生養護学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

4 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

5 面接の日程等

- (1) 日時 平成4年2月27日（木） 13時30分から15時30分まで
- (2) 場所 皆生養護学校
- (3) 内容

ア 幼児との面接及び行動観察

イ 保護者との面接

6 合格者の発表

平成4年3月9日(月)正午に皆生養護学校において発表するとともに、志願者に通知する。

7 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、皆生養護学校長が定める。
- (2) 入学志願書等の用紙は、皆生養護学校で交付する。
- (3) 幼児の募集に関し不明なことは、皆生養護学校(米子市東福原1401—1 電話0859—22—6571)に問い合わせること。

公 告

毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第308号)第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を、次のとおり実施する。

平成3年10月4日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 期日及び場所

平成3年12月3日(火) 午前10時から午後3時まで

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

2 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

4 基礎化学

ウ 毒物及び劇物(農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあっては毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあっては同規則別表第2に掲げる劇物に限る。以下同じ。)の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

3 受験手続

受験希望者は、所定の受験願書に次の書類を添えて、住所地を管轄する保健所長を経由して知事に提出すること。

(1) 履歴書

(2) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.0センチメートル、横の長さ4.0センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 1葉

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 6,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書の提出期限

平成3年10月30日(水)まで

職業能力開発促進法（昭和44年法律第84号）第84条第2項の規定により
実施した平成3年度前期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成3年10月4日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一級技能検定合格者

金属プレス加工

金属プレス作業

| | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 小松 | 栄二 | 前田 | 孝圭 | 治一 | 松角 | 本田 | 勝浩 | 政紀 |
| 吉原 | 浩二 | 越野 | 圭賢 | 一 | 後藤 | 藤晃 | 一 | |
| 遠藤 | 智義 | 西尾 | 賢一 | | | | | |
| 松田 | 渡 | 椋田 | 秀一 | | | | | |

鉄工

構造物鉄工作業

| | | | | | |
|----|-----|----|----|----|----|
| 西村 | 博正 | 深田 | 卓保 | 倭島 | 瑞晴 |
| 井上 | 哲治郎 | | | | |

タイル張り

| | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 谷口 | 好立 | 間屋 | 口正 | 和岩 | 本光 | 照行 |
| 太田 | 満徳 | 坂口 | 陽一 | 松浦 | 光則 | |

内装仕上げ施工

プラスチック系床仕上げ工事作業

畑山 覚

天井鋼製下地工事作業

山崎 伸夫 長田 昌樹 民野 英夫
天井ボード仕上げ工事作業

岡田 淳二

サッシ施工

ビル用サッシ施工作業

伊藤 篤 谷口 幸男

表装

壁装作業

石原 澄夫 浅田 輝男

塗装

木工塗装作業

長谷川 充 昭

金属塗装作業

田口 登 安井 敏夫

建築塗装作業

牧田 友行 渡辺 武博 岩本 至

藤本 泰広 坂本 寿博

噴霧塗装作業

村上 清 司

紳士服製造

紳士注文服製作作業

平木 操

機械加工

フライス盤作業

山根和泰、山名勝也、浜田貴

電気めっき

電気めっき作業

荒尾昌二

建設機械整備

建設機械整備作業

中西裕二

澤口拓也

松原一郎
溜 匡民

安部純夫

電子機器組立て

電子機器組立て作業

村上浩平

坂本正夫

山根修
小谷一

家具製作

家具手加工作業

平尾典昭

・建具製作

木製建具製作作業

福田豊

造園

造園工事作業

宇治田活正

仕上げ

治工具仕上げ作業

福田照実

松本秀信
寺谷善美

石材施工

石張り作業

田中里美

岡崎和博

熱絶縁施工

熱絶縁工事作業

亀井透

建築板金

内外装板金作業

藤田嘉則

左官

左官作業

倉本信彦

平田末實

置製作

置製作作業

鹿田幸一

広告美術仕上げ

広告面ペイント仕上げ作業

伊藤達朗

広告面粘着シート仕上げ作業

橋本昭裕

二級技能検定合格者

金属プレス加工

杉本昇三

笠見史朗

山本好男
浜辺一弘

木下和男
佐藤信次郎

田宮贊一

金属プレス作業

河上利昭 久野正博 植田孝志
岩田錦市 小谷政美 岩崎隆至

鉄工

構造物鉄工作业

古市博三

製缶作業

小山博

内装仕上げ施工

プラスチック系床仕上げ工事作業

田原勝

天井鋼製下地工事作業

上定剛

天井ボード仕上げ工事作業

永見信一

防水施工

シーリング防水工事作業

清水重寿

サッシ施工

ビル用サッシ施工作業

井上清正

表装

壁装作業

宮脇

塗装

長谷川信雄 中島慎治

木工塗装作業

米田佳樹

金属塗装作業

本池操

建築塗装作業

坂本龍夫

噴霧塗装作業

徳田和生

大山幸男

松井隆則

紳士服製造

紳士注文服製作作業

植村誠

布はく縫製

ワイシャツ製造作業

田中紀子

矢部正子

上田敬子

プラスチック成形

射出成形作業

大上勉

機械加工

国本美昭

佐藤淳

亀田敦史

妻藤博己

上石芳夫

山本道則

山毛鉄也

川村美希

川村美八重子

古井根頼子

田加藤八重子

山根頼子

山根頼子

山根頼子

山根頼子

山根頼子

山根頼子

山根頼子

山根頼子

山根頼子

山根頼子

山根頼子

山根頼子

山根頼子

普通旋盤作業

長尾 仁志 石原 昭義 遠藤 有章

フライス盤作業

背戸 正巳

平面研削盤作業

久野 正博

円筒研削盤作業

山本 文夫

数値制御旋盤作業

村岡 幹則

電気めっき

電気めっき作業

大坪 浩之

須崎 浩之

建設機械整備

建設機械整備作業

河本 利博

山本 利博

平井 樹章

電子機器組立て

電子機器組立て作業

森脇 博幹

古田 昌之

山本 正寿

高嶋 圭介

梅谷 彰智

植田 哲史

坂須 古

木下 敦仁

河大 越義明

山田 田盛実

古田 田金次郎

本山 田寿美雄

坂須 古

市窪 村田優英

至雄

宮生

本越 真規

本越 真規

本越 真規

本越 真規

本越 真規

本越 真規

本越 真規

本越 真規

本越 真規

本越 真規

婦人子供服製造

婦人子供注文服製作作業

大西 季三世 北難 美智子 西田 真知子

仲山 初世 村波 敏子 田口 和子

辻 喜代美 山内 幸子 田谷 俊次

細川 キヨ子 向河 恵子 寺西 さくら

濱川 都紀子 河上 子 樋口 紀代子

山本 久美子 土樽 美恵子 中西 紀代子

浦川 由利子 岡本 栄枝子 上丸 宣子

石脇 富左乃 中尾 一子 江川 了子

野口 博和子 神谷 紀正子 入山 康子

永野 田村 和子 中松 弘子 山田 忠子

石黒 根直美子 米村 橋子 田中 美子

山中 登喜子 石田 恵子 林 八千代

前山 根栄子 福山 修博 谷加 藤子

滝山 しのぶ 山本 博 濱谷 典子

家具製作

家具手加工作業

光浪 秀信 楠本 博文

印刷

オフセット印刷作業

印刷

印刷

印刷

| | | | | |
|--------------|---------|---------------|------|-------|
| 岸本憲司 | 造園 | 熱絶縁施工 | 姫田和雄 | 安井昇 |
| 造園工事作業 | 熱絶縁工事作業 | 熱絶縁工事作業 | 神治泰生 | 新川龍太 |
| 田中翼 | 波田野村 | 神治泰生 | 新川龍太 | |
| 長石康徳 | 中隆樹 | 建築板金 | | |
| 森廣清一 | 宅野公朗 | 内外装板金作業 | 勝田邦彦 | 内川幸次 |
| 仕上げ | 不二男 | とび | | |
| 治工具仕上げ作業 | 正 | とび作業 | | |
| 清水満拓 | 黒見憲司 | とび | | |
| 機械組立仕上げ作業 | 田中克己 | 浪谷達也 | 石原和美 | 山本信次 |
| 久保田和弘 | 西村守 | 松村和夫 | | |
| 電気機器組立て | | 左官 | | |
| 配電盤・制御盤組立て作業 | 土居光夫 | 左官作業 | | |
| 田中誠 | | 三谷尚三 | | |
| 回転電機巻線製作作業 | | 量製作 | | |
| 高場春光 | 松田一男 | 量製作 | | |
| 鉄道車両製造・整備 | | 植島秋男 | | |
| 配管き装作業 | | 広告美術仕上げ | | |
| 澤田正美 | | 広告面粘着シート仕上げ作業 | | |
| 版下製作 | | 加藤達也 | | |
| 版下製作作業 | | フラワー装飾 | | |
| 福安美幸 | | フラワー装飾作業 | | |
| 石材施工 | | 戸田博幸 | 成川和子 | 安藤夕喜子 |
| 石張り作業 | | 単一等級技能検定合格者 | | |

産業洗淨

高圧洗淨作業

野津俊夫 宮内義臣

塗料調色

店頭調色作業

倉恒哲司 向山宏

雑 報

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第1項の規定に基づき、鳥取県交通安全計画を作成したので、同条第4項の規定により、次のとおりその要旨を公表する。

平成3年10月4日

鳥取県交通安全対策会議会長

鳥取県知事 西尾 邑次

鳥取県交通安全計画の要旨

計 画 の 構 想

第5次鳥取県交通安全計画（平成3～7年度）の作成に当たっては、人命尊重の理念を基本に、車両等の交通機関、それを運転する人間及びそれらが活動する場としての交通環境という3つの要素について、それら相互の関連を考慮しながら、科学的な交通事故の調査分析の成果を踏まえ、適

切かつ実施可能な施策を総合的に策定し、これを官民一体となって強力に推進することを基本として、陸上交通の安全に関する計画を作成するものとする。

第1部 道路交通の安全

1 道路交通事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向

近年の交通事故の発生状況を見ると、死者は人口当たり、車両当たりのいずれも全国平均を大幅に上回っており、今後、「くるま社会」の量的拡大、質的变化が更に進むことを考えれば、これに十分対応した総合的な交通安全対策を従来にも増して積極的に推進しなければ、交通事故の増加を抑制することはできない。

今後の交通安全施策を考えるに当たっては、安全かつ円滑・快適な道路環境の確立、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、救助・救急体制の整備の推進等を図り、交通事故の減少に努め、平成7年までに死者数を年間53人以下とすることを目指す。

2 講じようとする施策

(1) 道路交通環境の整備

ア 平成3年度を初年度とする交通安全施設等整備事業5箇年計画を作成し、交通管制システムの機能の充実・高度化、信号機の新設・高度化、歩道、自転車道等の整備、交差点の改良、登坂車線・付加車線・簡易パーキングエリアの整備、道路照明等既存道路の安全施設の充実及びびかりやすい案内標識等の整備を図る。

イ 道路における危険の防止と、道路交通に起因する障害の防止に努め、もって、交通の安全と円滑化に資するため、道路網全体の中でそれぞれの社会的機能、道路構造、交通安全施設の整備状況、交通

流・量の状況等地域の実態に応じた効果的な交通規制を行う。

ウ 道路交通の安全と円滑化を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、駐（停）車禁止規制の適切な推進、違法駐車抑止システム等の整備、違法駐車等重点的・効果的な取締活動の強化、計画的な駐車場の整備及び違法駐車締めだし気運の醸成・高揚を図る。

エ 道路使用及び占用の抑制方針の下での適切な許可、不法占用物件等の強力な指導・取り締りによる排除、道路の掘り返しを伴う占用工事等の抑制、道路法に基づき迅速かつ適格な通行の禁止又は制限、自転車等の駐車場事業の推進、地域の健全育成の拠点である子供の遊び場等の確保、危険物の輸送に関する適切な車両管理の指導・啓発、大規模災害の発生又は発生の恐れのある場合の必要な交通規制等を行う。

(2) 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育については、自他の生命尊重の理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上につとめ、相手の立場を尊重する良き社会人を育成することを基本方針として、家庭、学校、職場、地域等で幼児、児童、生徒、成人、高齢者等の心身の発達段階、道路交通への参加態様に応じた教育を実施する。特に、全国に先駆けて高齢化が進んでいる本県は、交通安全活動を高齢者の社会参加の一つとして位置付け、交通事故の防止を図る。

また、広報活動については、春、夏、秋、年末の交通安全運動を中心として、県民各層の参加の下に、幅広い県民運動を展開するとともに、官民一体となった交通安全活動推進体制を更に一層強化し、県民挙げての活動の展開を図る。

(3) 安全運転の確保

自動車教習所の教習の充実、運転者に対する再教育の充実、二輪車安全運転対策の推進、高齢者運転対策の充実、シートベルト及び乗車用ヘルメットの正しい着用徹底、自動車安全運転センター業務の充実、自動車事故対策センターにおける指導等の推進及び優良運転者の育成と悪質危険運転者の排除に努める。また、交通情勢の変化に対応し、運転免許制度の改善と運営の合理化に努めるとともに、安全運転管理の推進・運行管理の充実、運転者の労働条件の適性化及び道路交通情報等の収集・提供体制の一層の充実を図る。

(4) 車両の安全性の確保

自動車検査体制・自動車整備の充実により自動車の安全性を確保するとともに、自転車安全整備制度を活用し、自転車の安全利用を図る。

(5) 道路交通秩序の維持

悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた指導・取り締りの強化、科学的かつ効果的な交通指導取締の推進を図るとともに、交通犯罪・交通事故捜査を適正かつ強力に行うため、捜査体制等の充実強化を図る。

また、暴走行為による事故を防止し、交通秩序を確保するとともに、青少年の健全な育成に資するため、暴走族対策を強力に推進する。

(6) 救助・救急体制の整備

交通事故による負傷者の救命を図るため、救助体制・救急現場及び搬送途上における救急命士等による応急処置の充実、救急医療機関等の整備、救急医療機関と消防機関との連携・協力関係の確保及び救急自動車と医師の交信システムを整備する。

(7) 損害賠償の適正化等

バイクの責任保険（責任共済）への加入及び自動車運送事業者に対する任意保険（任意共済）への加入の促進を図るとともに、交通事故相談活動の充実強化と交通違反等に対する援助措置の充実を図る。

(8) 道路交通事故の総合的な調査研究の推進

交通事故に関する各種統計等の充実を図るとともに、データ解析等統計分析の高度化を図る。

第2部 鉄道交通の安全

鉄道交通の安全を図るため、線路施設の点検と整備、信号保安設備等の整備及び車両の検査の充実を図るとともに、乗務員及び保安要員の資質の向上につとめる。また、鉄道妨害等による事故を防止するため、幅広い広報活動を行う。

第3部 踏切道における交通の安全

平成3年度を初年度とする第5次鳥取県踏切事故防止総合対策計画に基づき、踏切道の立体交差化、構造改良の促進を図る。更に、踏切道の利用状況、幅員、交通規制の実施状況を勘察し、踏切保安設備の整備を行うとともに、必要な交通規制を行う。

また、踏切道の統廃合を促進するとともに、踏切事故を防止するため、踏切通行者に対し、安全意識の向上を図るための広報活動等を強化する。